

畜産農家の皆様へ

河川堤防の刈草を 活用しませんか

《河川堤防の刈草を家畜の飼料に》

山梨県が管理する一級河川では、堤防の保全や異常の早期発見のため、堤防に繁茂する草を刈り取っています。（概ね7月～9月頃の間で年1回程度実施）

この刈草を有効活用するため、無償提供を試行します。



除草の時期・回数・刈草の状況、受取までの流れは地域によって大きく異なるため、詳細は裏面にある「利用にあたっての注意事項」をお読みいただき、活用にあたっては河川関係事務所へお問い合わせください。



山梨県 治水課

利用にあたっての注意事項

次の注意事項をご確認の上、利用者ご自身で刈草が家畜に給与等の用途に適合しているかご判断の上、責任をもって対応されるようお願いいたします。詳細については下記の「お問い合わせ先」へご確認ください。

- ①堤防管理や周辺環境への影響のため、集草・運搬は指定された期間内に行ってください。
- ②除草前に目視で異物の除去を行っていますが、取り切れない異物等が混入している場合がありますので、ご利用の際には十分注意してください。
- ③河川堤防には外来種も含め多種多様な種類の草が混在しており、また、提供する刈草には前回刈った刈草が混ざる場合があります。
有害植物の混入、刈草の栄養価のばらつき、雑草種子の堆肥を介した農地への侵入の懸念があるため、ご利用の際には十分注意してください。
※有害植物の例
ワルナスビ、ヨウシュヤマゴボウ、イチビなど
⇒家畜が摂取することで、流産・下痢嘔吐などの中毒症状や牛乳の異臭などが発生すること、また、堆肥を通じて外来種や防除の困難な雑草の種子が圃場に侵入することがあります。
- ④万が一、提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、河川管理者は一切の責任を負いません。
- ⑤引き取った刈草は、営利目的の転売や不法投棄等をしないでください。

お問い合わせ先

地域	市町村	山梨県 河川関係事務所			
		所属名	課名	担当名	電話番号
中北	甲府市	中北建設事務所	現在、無償提供を行っていません。		
	南アルプス市				
	甲斐市				
	中央市				
	中巨摩郡昭和町				
	北杜市				
峡東	山梨市	中北建設事務所 峡北支所	河川砂防管理課	管理担当	0551-23-3062
	笛吹市				
	甲州市				
峡南	西八代郡市川三郷町	峡南建設事務所	河川砂防管理課	管理担当	055-240-4122
	南巨摩郡富士川町				
	身延町のうち旧下部町 身延町のうち旧中富町				
	南巨摩郡早川町	峡南建設事務所 身延支所	河川砂防管理課	管理担当	0556-62-9062
	身延町のうち旧身延町				
	南部町				
南アルプス市の一部					
富士・東部	都留市	富士・東部建設事務所	河川砂防管理課	管理担当	0554-22-7819
	大月市				
	上野原市				
	北都留郡小菅村 丹波山村				
	富士吉田市	富士・東部建設事務所 吉田支所	河川砂防管理課	管理担当	0555-24-9045
	南都留郡道志村				
	西桂町				
	忍野村				
	山中湖村				
鳴沢村					
富士河口湖町					